

諸外国の広域行政組織について（未定稿）

フランスの国家体制

国家体制 = **単一制国家**
 地方公共団体の階層構造 = **3層制**
 中央政府

* 欄の数字は、日本を分母として対比した倍率。

○中央
 ・大統領制

○地方機関

※基礎データ

面積(km ²)	人口 (千人 1999)
547,000	58,520

※ 共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。(憲法第72条第1項)

※ レジオンは国の経済政策の推進団体として1964年に創設。当初は経済的、社会的開発という特定役務を執行していたが、1982年広域自治体として位置付けられた。なお、レジオン地方長官が国の代表として設けられている。

※ デパルトマンはフランス革命後に作られた人為的区画。1982年にプレフエ(官選知事)は廃止されたが、従来のプレフエは地方長官として警察権その他の権限を行使し、地方に対する監視者としての権限(行政裁判所、会計検査)を有する。

※ コミューンの首長(メール)は、国の代表としての面を有する。

地方公共団体

《広域自治体》

レジオン

- 職業訓練の一部
- 高等学校
- 州の国土開発計画の策定
- 広域公共交通 等

団体数(1999)	*	平均面積(km ²)	*	平均人口(千人)	*
26	0.55	21,038	2.62	2,251	0.83

デパルトマン

- 中学校
- 地域間公共交通
- 家族支援政策、障害者・高齢者施設 等

団体数(1999)	*	平均面積(km ²)	*	平均人口(千人)	*
100	2.13	5,470	0.68	585	0.22

《基礎自治体》

コミューン

- 小学校・幼稚園・保育所
- 都市計画・市道
- 廃棄物収集・清掃 等

団体数(1999)	*	平均面積(km ²)	*	平均人口(千人)	*
36,565	20.53	15	0.07	1.6	0.02

フランスにおける基礎自治体間の広域行政組織

コミューンの状況

- フランスの地方自治体は、広域自治体であるレジオン、デパルتمان及び基礎自治体であるコミューンの3層構造となっている。基礎自治体であるコミューンは、36,673団体(2008.1現在)と極めて多く、約9割が2,000人未満(6割は500人未満)となっている。行財政基盤が脆弱であり、このため、コミューン間の広域行政組織が発達している。
- 部分的な事務の共同処理を行う「コミューン事務組合」や、広範な事務の共同処理のため固有の財源を持つ「コミューン共同体」、「都市圏共同体」、「大都市共同体」などの制度が設けられている。

主なコミューン間の広域行政組織の概要

区 分	処理事務等	財 源	固有財源(税)	現在数(2008.1)
①コミューン事務組合 (日本の一部事務組合、広域連合に相当。)	○例えば、下水道、上水道、地域開発、ごみの収集・処理等を行う。	○構成団体からの負担金 ○事業収入 etc	なし	16,133
②コミューン共同体(CC) (農村・準都市地域を対象)	○義務的権限(地域整備、経済開発) ○選択的権限(環境保護・開発、住宅・生活環境政策、道路建設・維持管理、文化・スポーツ・教育施設の建設・維持管理)	○税込 ○国の交付金 ○事業収入 etc	・単一職業税 ・3税付加税 etc	2,393
③都市圏共同体(CA) (都市地域を対象)	○義務的権限(経済開発、地域整備、住宅政策、都市政策) ○選択的権限(道路、下水道、上水道、環境政策、文化及びスポーツ施設)	○税込 ○国の交付金 ○事業収入 etc	・単一職業税 ・3税付加税 etc	171
④大都市共同体(CU) (大都市地域を対象)	○義務的権限(経済、社会、文化分野に関する開発及び整備、地域整備、住宅政策、都市政策、共同サービス(上下水道、葬儀、消防、救助)、環境政策)	○税込 ○国の交付金 ○事業収入 etc	・単一職業税 ・3税付加税 etc	14

(注1)「単一職業税」とは、職業税を構成コミューンの税源から外し、広域行政組織の固有財源とし、その全域に同一税率で課す職業税である。

(注2)「3税付加税」とは、職業税以外の主要3地方税(既建設固定資産税、非建設固定資産税、住居税)に対する付加税を指す。

ドイツの国家体制

国家体制 = **連邦国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

* 欄の数字は、日本を分母として対比した倍率。

中央政府

州 (16 団体 2003. 1)

地方公共団体

- 中央
 - ・議院内閣制

- 中央
 - ・議院内閣制

- 地方機関
 - ・地方支分部局

- 地方機関
 - ・行政管区

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2003)
357,000	82,540

《広域自治体》

クライス

- 初等中等教育
- 道路建設
- 上下水道
- 廃棄物処理
- 消防・救急 等

団体数 (2001 末) *	平均面積 (km ²) *	平均人口 (千人) *
323	1,105	256

《基礎自治体》

ゲマインデ

- 学校建設・運営管理
- 下水処理
- 廃棄物処理
- 生活扶助 等

団体数 (2001 末) *	平均面積 (km ²) *	平均人口 (千人) *
13,532	26	6.1

※ 市町村(ゲマインデ)は、地域的共同体のすべての事項について、法律の範囲内で自らの責任において規律する権利を保障されなければならない。市町村連合も、法律の定める権限の範囲で、法律に基づいて自治を行う権利を有する。自治の保障には、財政の自己責任の基礎も含まれる。(憲法 (ボン基本法) 第 28 条第 2 項)

※ 連邦には地方自治に関する立法権限はなく、当該権限は州の専属的な立法事項とされる。クライスは単独のゲマインデの一種の連合組織であり、クライスと同格の特別市以外のゲマインデは、州法によりいずれかのクライスに属する。クライスは、1939 年法によって設けられたが、州の下級行政官庁と自治体の 2 つの面を有する。

ドイツにおける基礎自治体間の広域行政組織

ゲマインデの状況

- ドイツは、連邦制国家であり、各州の下に地方自治体が存在する。都市州（ベルリン、ハンブルク、ブレーメン）を除く各州における地方自治体は、広域自治体であるクライス及び基礎自治体であるゲマインデの2層構造となっている。基礎自治体であるゲマインデは、2007年末現在で12,379団体となっており、行財政基盤が脆弱な団体が多い。
- ゲマインデ間の広域行政組織は、各州によって、状況が異なるが、主なものとして、「目的組合」、「市町村小連合」、「自治体大連合」などが設けられている。

主なゲマインデ間の広域行政組織の概要

区 分	処理事務等	財 源	固有財源(税)	現在数
①目的組合 〔日本の一部事務組合、広域連合に相当。〕	○廃棄物処理、消防・救急業務、学校運営、上下水道事業、道路事業等、単独での処理が非効率な特定の事務を処理する。	○構成団体からの負担金 ○州からの補助金 ○事業収入 etc	なし	・バイエルン州:約1,500 (2006.4)
②市町村小連合 (連合ゲマインデ)	○独自のスタッフを持たない小規模ゲマインデが組織し、構成団体の全ての事務を処理する。ゲマインデとクライスの中間に設けられ、農村部の弱小ゲマインデの行政能力を補完する。	○構成団体からの負担金 ○州からの補助金 ○事業収入 etc	なし	1,708 (2008)
③自治体大連合 (ゲマインデ大連合)	○複数のクライスや特別市にわたる事務の共同処理を行う(広域開発計画、地域整備計画、社会福祉事業、総合交通計画、公共交通などの行政サービスの提供や計画策定等)。	○構成団体からの負担金 ○州からの補助金 ○事業収入 etc	なし	(代表例) 1)Verband Region Stuttgart 2)Regionalverband Ruhr 3)Landschaftsverband Rheinland 4)Landschaftsverband Westfalen-Lippe

イタリアの国家体制

国家体制 = **単一制国家**
 地方公共団体の階層構造 = **3層制**

* 欄の数字は、日本を分母として対比した倍率。

中央政府

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・中央政府地方局

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
301,000	57,840

※ 共和国は、市町村(コムーネ)、県(プロヴィンチア)、大都市、州(レジオーネ)及び国に区分される。(憲法第114条第1項)レジオーネの設置は1948憲法に明記されていたが、実際には1970年代に実現。

※ コムーネ及びプロヴィンチアには、行政各部の部長を指揮し、日常的行政執行の監督・調整を行う書記(国家公務員)が中央政府から派遣されている。また、コムーネの首長(シンダコ)は、国の機関としての面を有する。

地方公共団体

《広域自治体》

レジオーネ

- 教育制度
- 労働関係
- 大規模都市基盤 等

団体数(2002)	*	平均面積 (km ²)	*	平均人口(千人)	*
20	0.43	15,050	1.87	2,892	1.06

プロヴィンチア

- 環境保護
- 防災
- 国及びレジオーネから委任された公衆衛生等の保健サービス
- 国及びレジオーネから委任された学校建設、高等教育に係る事務等

団体数(2002)	*	平均面積 (km ²)	*	平均人口(千人)	*
103	2.19	2,922	0.36	562	0.21

《基礎自治体》

コムーネ

- 社会福祉
- 保健衛生
- 公共事業
- 職業教育 等

団体数(2002)	*	平均面積 (km ²)	*	平均人口(千人)	*
8,101	4.55	37	0.17	7.1	0.10

イタリアにおける基礎自治体間の広域行政組織

コムーネの状況

- イタリアの地方自治体は、広域自治体であるレジオーネ、プロヴィンチア及び基礎自治体であるコムーネの3層構造となっている。基礎自治体であるコムーネは、8,101団体(2008.1現在)となっており、人口5,000人未満のコムーネが7割以上を占める。行財政基盤が脆弱な団体が多くなっている。
- コムーネ間の広域行政組織としては、部分的な事務の共同処理を行う「コムーネ共同体」や、特定の地域に位置するコムーネを対象に事務の共同処理を行う「山岳部共同体」、「島嶼部共同体」などが設けられている。

主なコムーネ間の広域行政組織の概要

区 分	処理事務等	財 源	固有財源(税)	現在数(2008.1)
①コムーネ共同体 (日本の一部事務組合、 広域連合に相当。)	○コムーネ警察、公共交通、教育、道路の維持管理、 上下水道の整備、経済発展政策等処理する。	○構成団体からの負 担金 ○事業収入 etc	なし	290
②山岳部共同体	○その全部又は一部が山岳地帯に位置するコムー ネが組織し、国やレジオーネから委任を受けた事 務(上下水道、廃棄物処理、森林管理等)及び一 部のコムーネ事務(高齢者サービス、地域の公共 交通、コムーネ警察等)を処理する。共同体の設 置はレジオーネ知事が決定する。	○構成団体からの負 担金 ○事業収入 etc	なし	330
③島嶼部共同体	○島嶼に位置するコムーネが組織する。島嶼共同 体は、山岳部共同体に準じて運営される。	○構成団体からの負 担金 ○事業収入 etc	なし	-

日本の国家体制

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

中央政府

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・地方支分部局

※基礎データ

面積 (km ²) (2008. 10. 1)	人口 (千人)
377, 944	127, 768

地方公共団体

《広域自治体》

都道府県

- 高等学校の設置・管理
- 都市計画
- 都道府県道の建設・管理
- 警察・防災

等

団体数	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
47	8, 041	2, 718

《基礎自治体》

市町村

- 社会福祉、保健衛生
- 小中学校の設置・管理
- 市町村道の建設・管理
- 消防・救急活動

等

団体数 (2009. 1. 1)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
1, 781	212	72

(注1) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。(憲法第92条)